

諮詢 第 278号

環水大水発第100518002号

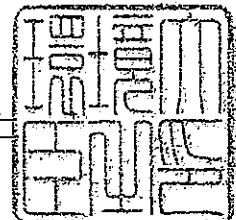
平成22年5月18日



中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣

小沢 錄



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の  
総量規制基準の設定方法について（諮詢）

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求める。

[諮詢理由]

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の総量削減に取り組んでおり、本年3月に第7次水質総量削減の在り方について、貴審議会から答申をいただいたところである。

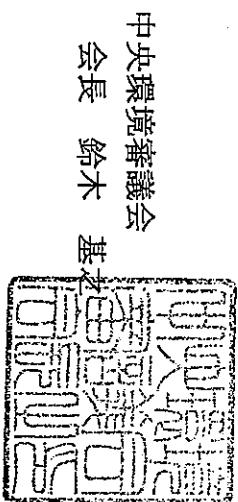
今回の諮詢は、第7次水質総量削減における化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第547号  
平成22年5月18日



中央環境審議会水環境部会

部会長 松尾友矩 殿



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の  
総量規制基準の設定方法について (付議)

平成22年5月18日付け環水大水発第100518002号をもって環境大臣より、当審議会に  
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、  
水環境部会に付議する。